

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

## 法人後見事業設立検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）における法人後見事業の設立に向けて、適正な後見業務を担保するため、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会 法人後見事業設立検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 法人後見事業設立に関すること。
- (2) その他、本会及び委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、成年後見制度に関係のある行政関係者並びに学識経験者をもって構成する。

2 委員会の委員数は7名以内とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員長、副委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱された日から平成31年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(費用弁償)

第7条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程並びに役員等旅費支給規程に準じて費用弁償を行う。

(立上げ準備部会)

第8条 委員会の円滑な運営に資するために、立上げ準備部会を置く。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は本会地域福祉班におく。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成31年3月31日をもって効力を失う。